

指定看護小規模多機能型居宅介護

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型事業者は、この基準を遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。また、この基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービスの指定又は更新を受けることはできません。

ここでは、看護小規模多機能型居宅介護の基準の中でも特に重要なものを一覧表にして整理しました。指定・運営に関する基準の全文は必ず確認していただき、基準を遵守した運営を行ってください。

1 定義及び基本方針

看護小規模多機能型居宅介護	「看護小規模多機能型居宅介護」とは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、要介護者の居宅又は小規模多機能型居宅介護のサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものをいう。	法第8条第23項
	【基本方針】 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び指定地域密着型サービス条例第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	条例第190条

2 人員基準

介護従業者	ア 事業所ごとに以下の人員の確保が必要。 【夜間及び深夜の時間帯以外】 (ア) 常勤換算で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による） (イ) 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2以上 ※1以上は看護職員（保健師・看護師・准看護師） 【夜間及び深夜の時間帯】 (ア) 夜勤に当たる介護従業者を1以上 (イ) 宿直勤務に当たる介護従業者を1以上 (ウ) 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、介護従業者をおかないことができる イ 介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師または看護師でなければならない。 ウ 介護従業者のうち2.5以上の者は、看護職員でなければならない。 エ 介護従事者は訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には兼務が可能。（各施設の人員に関する基準を満たす従業者に限る） オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに	条例第191条
-------	--	---------

	掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 (ア) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (イ) 指定地域密着型特定施設 (ウ) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (エ) 介護医療院	
介護支援専門員	ア 専ら、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、次の兼務が可能。 (ア) 当該事業所の他の職務に従事する場合 (イ) 以下の4種類の併設施設等の職務に従事する場合 ①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設 ③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④介護医療院 イ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること。 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」 (注意) 上記研修を受講するには「認知症介護実践者研修」又は「実務者研修基礎課程」を修了していることが必要です。	条例第 191 条
管理者	ア 事業所ごとに配置すること。 イ 常勤であること。 ウ 専ら職務に従事する者であること。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、次の兼務が可能 (ア) 当該事業所の他の職務に従事する場合 (イ) 他の事業所、施設等の職務に従事する場合 エ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有すること。 オ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること又は保健師若しくは看護師。 「認知症対応型サービス事業管理者研修」 (注意) 上記研修を受講するには「実践者研修」又は「基礎課程」を修了しているか、「実践者研修」を同時に受講することが必要です。	条例第 192 条

	下記の(1)と(2)を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。 (1)平成 18 年 3 月 31 日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること (2)平成 18 年 3 月 31 日に次のいずれかの事業所の管理者の職務に従事していたこと ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人デイサービスセンター ・ 介護老人保健施設 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所(管理者研修修了者に限る)	
事業者の代表者	ア 以下のいずれかの経験を有していること。 ①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者 ②保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 イ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること又は保健師若しくは看護師。 「認知症対応型サービス事業開設者研修」 下記の研修修了者は、事業者の代表者として必要な研修を修了したものとみなされます。 (1)実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成 17 年度実施のものに限る） (2)基礎課程又は専門課程 (3)認知症介護指導者養成研修 (4)認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	条例第 193 条

3 設備基準

登録定員	ア 29人以下とする。(要介護度による制限はなし) ●登録者を一定の要介護度以上の者に限定することはできません。 ●登録者を併設(又は同一建物)の有料老人ホーム等の入居者に限定することはできません。 ●利用者は1か所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができます。	条例第 194 条
通いサービス	ア 利用定員は、登録定員の2分の1から18人までの範囲内。 イ 登録者のみ利用可能。	
宿泊サービス	ア 利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内。 イ 登録者のみ利用可能。	
①居間 ②食堂	ア 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (概ね、通いサービスの利用定員×3㎡≦居間+食堂を適用。) イ 居間と食堂は同一の場所とすることができる。	条例第 195 条
③宿泊室	【個室】 ア 宿泊室の定員は、1人とする。 ただし、利用者の希望等により一時的に2人とすることもできる。 イ 宿泊室の床面積は、7.43㎡以上であること。 ただし、看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができる。 ●収納設備の確保 収納設備は別途確保するなど、利用者の私物等も置くことができる十分な広さとしてください。 【個室以外】 ウ ア及びイを満たす個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室は、7.43㎡に宿泊室の定員数を乗じて得た面積以上で、かつ利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ プライバシーが確保された居間については、ウの宿泊室の面積に含めることができる。	
④台所 ⑤浴室 ⑥消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑦その他必要な設備及び備品等	ア 左の①～⑦を設けること。 イ 設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならないが、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は共有することもできる。 ※消防設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を指します。 ※その他必要な設備及び備品等とは、高齢者が使用するのに適した便所及び洗面設備や事務室等。	
立地	住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。	

4 運営基準（主なもの）

提供拒否の禁止	ア 事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。	条例 10 条(準用)
心身の状況等の把握	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	条例 87 条(準用)
居宅サービス事業者等との連携	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 イ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 ウ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	条例 88 条(準用)
身分を証する書類の携行	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	条例 89 条(準用)
サービスの提供の記録	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 イ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	条例 20 条(準用)
利用料等の受領	ア 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 イ 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ウ 事業者は、上記の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	条例 90 条(準用)

	(ア) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (イ) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 (ウ) 食事の提供に要する費用 (エ) 宿泊に要する費用 (オ) おむつ代 (カ) 上に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 エ 食事及び宿泊の費用は、厚生労働大臣の定めるところによるものとする。 オ 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 イ 事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	条例第 196 条
指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 エ 従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。 オ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や	条例第 197 条

	むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 力 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 キ 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 (イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (ウ) 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ク 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員の数に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。 ケ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の在宅生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 コ 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第 199 条第 1 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 サ 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 シ 特殊な看護等については、これを行ってはならない。	
主治の医師との関係	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 エ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医	条例第 198 条

	師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	
居宅サービス計画の作成	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 イ 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の具体的取組方針に沿って行うものとする。	条例 93 条(準用)
法定代理受領サービスに係る報告	ア 事業者は、毎月、市町村に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	条例 94 条(準用)
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	ア 事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	条例 95 条(準用)
看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 イ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、 (ア)看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない (イ)地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない ウ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければならない。 エ 介護支援専門員及び看護師等は、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。 オ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 カ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 キ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利	条例第 199 条

	用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。 ク 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。	
介護等	ア 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 イ 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ウ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。	条例 97 条(準用)
社会生活上の便宜の提供等	ア 事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 イ 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ウ 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	条例 98 条(準用)
緊急時等の対応	ア 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 イ アの従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	条例 99 条(準用)
管理者の責務	ア 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及び指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 イ 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	条例 59 条の 11 (準用)
運営規程	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (ア)事業の目的及び運営の方針 (イ)従業者の職種、員数及び職務の内容 (ウ)営業日及び営業時間 (エ)指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (オ)指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (カ)通常の事業の実施地域 (キ)サービス利用に当たっての留意事項	条例 100 条 (準用)

	(㌘)緊急時等における対応方法 (㌘)非常災害対策 (㌘)虐待の防止のための措置に関する事項 (㌘)その他運営に関する重要事項	
勤務体制の確保等	ア 事業者は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 イ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護ごとに、当該事業所の従業員によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ウ 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該事業者は、すべての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 エ 事業者は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	条例 59 条の 13 (準用)
定員の遵守	ア 事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例 101 条 (準用)
業務継続計画の策定等	ア 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	条例 32 条の 2 (準用)
非常災害対策	ア 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければ	条例 102 条 (準用)

	ばならない。 イ 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
衛生管理等	ア 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 イ 事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (ア) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 (イ) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (ウ) 当該事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	条例 59 条の 16 (準用)
協力医療機関等	ア 事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 イ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ウ 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	条例 103 条 (準用)
掲示	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 イ 事業者は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ウ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	条例 34 条(準用)
秘密保持等	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 イ 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない	条例 35 条(準用)

	よう、必要な措置を講じなければならない。 ウ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	
苦情処理	ア 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 イ 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ウ 事業者は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 エ 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 オ 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	条例 38 条(準用)
調査への協力等	ア 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例 104 条 (準用)
地域との連携等	ア 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 イ 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成す	条例 59 条の 17 (準用)

	るとともに、当該記録を公表しなければならない。 ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 オ 事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。	
居住機能を担う併設施設等への入居	ア 事業者は、可能な限り利用者の在宅生活の継続支援を前提として、利用者が施設への入所等を希望した場合は、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	条例 106 条（準用）
事故発生時の対応	ア 事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 イ 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ウ 事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	条例 40 条（準用）
虐待の防止	ア 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (ア) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関係するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (イ) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (ウ) 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 (エ) (ア)～(ウ)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	条例 40 条の 2（準用）
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため	ア 事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関係	条例 106 条の 2（準用）

の委員会の設置	ければならない。	
記録の整備	ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない (ア) 居宅サービス計画 (イ) 看護小規模多機能型居宅介護計画 (ウ) 身体的拘束等の態様等の記録 (エ) 主治の医師による指示の文書 (オ) 看護小規模多機能型居宅介護報告書 (カ) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (キ) 市町村への通知に係る記録 (ク) 苦情の内容等の記録 (ケ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (コ) 報告、評価、要望、助言等の記録	条例 201 条

「法」…介護保険法

「条例」…伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める条例